

※ 就労支援事業会計処理基準は、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに準じた改正を行っていることから、ここで示す就労支援事業事業活動計算書（別紙1）、就労支援事業事業活動内訳表（別紙2）についても、便宜上、新社会福祉法人会計基準を参考とした様式を示しているが、実際には、各法人制度で使用することとされている会計基準において相当する様式に記載して頂き差し支えない。

別紙1

就労支援事業事業活動計算書  
 (自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益	37,980,463		
	障害福祉サービス等事業収益	52,649,168		
	経常経費寄附金収益	9,748,131		
	その他の収益	2,686,437		
	サービス活動収益計(1)	103,064,199		
	費用			
	人件費	41,686,860		
	事業費			
	事務費	12,050,954		
就労支援事業費用	44,717,213			
利用者負担軽減額				
減価償却費	832,941			
国庫補助金等特別積立金取崩額				
徴収不能額				
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				
サービス活動費用計(2)	99,287,968			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,776,231			
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益			
	受取利息配当金収益	181		
	有価証券評価益			
	有価証券売却益			
	投資有価証券評価益			
	投資有価証券売却益			
	その他のサービス活動外収益			
	サービス活動外収益計(4)	181		
	費用			
支払利息	185,494			
有価証券評価損				
有価証券売却損				
投資有価証券評価損				
投資有価証券売却損				
その他のサービス活動外費用				
サービス活動外費用計(5)	185,494			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	-185,313			
経常増減差額(7)=(3)+(6)	3,590,918			
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益			
	施設整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
	固定資産受贈額			
	固定資産売却益			
	その他の特別収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
	基本金組入額			
資産評価損				
固定資産売却損・処分損				
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)				
国庫補助金等特別積立金積立額				
災害損失				
その他の特別損失				
特別費用計(9)				

	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0		
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	3,590,918		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			